

新旧対照表

新（改正案）	旧（現行）
<p>○建設業退職金共済制度取扱要領</p> <p>1 契約担当者は、工事請負契約を締結した場合においては、請負金額にかかわらず建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）の発注者用掛金収納書（<u>証紙貼付方式は別紙1の収納書を別紙2の建設業退職金共済制度証紙購入確認書に貼付、電子申請方式は別紙3のみ。</u>以下「収納書」という。）を当該工事を受注した建設業者（以下「受注者」という。）から提出させるものとする。</p> <p>2 前項の収納書は、<u>工事請負契約締結後証紙貼付方式においては1か月以内、電子申請方式においては40日以内に提出させるものとする。</u>ただし、<u>電子申請方式において、退職金ポイント購入が口座振替による場合であって、発注機関に対して勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）の電子申請専用サイトで発行される「掛金口座振替申込受付書」（別紙4）が提出される場合、又は</u>工事請負契約締結当初は工場製作の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用しない等の理由により、期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情があると認められる場合において、あらかじめ発注機関に申し出たときは、この限りではない。</p> <p>3 契約担当者は、前項ただし書の場合においては、受注者からその理由及び共済証紙<u>又は退職金ポイント（以下「共済証紙等」という。）</u>の購入予定時期を書面により<u>申出</u>させるものとする。</p> <p>4 契約担当者は、受注者から第2<u>項</u>ただし書の申出があった場合、請負契約額の増額変更があった場合等において、受注者が共済証紙<u>等</u>を追加購入したときは、当該共済証紙<u>等</u>に係る収納書を工事完成時までに提出させるものとする。</p> <p>なお、受注者から第2<u>項</u>ただし書の申出があった場合、請負契約額の増額変更があった場合等において、受注者が共済証紙<u>等</u>を追加購入しなかったときは、その理由を書面により申出させるものとする。</p>	<p>○建設業退職金共済制度取扱要領</p> <p>1 契約担当者は、工事請負契約を締結した場合においては、請負金額にかかわらず建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）の発注者用掛金収納書（<u>別紙1。</u>以下「収納書」という。）を当該工事を受注した建設業者（以下「受注者」という。）から提出させるものとする。</p> <p>2 前項の収納書の提出期限は、<u>工事請負契約締結後1か月以内</u>とする。ただし、<u>「工事請負契約締結当初は、工場製作の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用しない」等の理由により、期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情があると認められる場合において、受注者があらかじめ発注機関にその旨を申し出たときは、この限りではない。</u></p> <p>3 契約担当者は、前項ただし書の場合においては、受注者からその理由及び共済証紙<u> </u>の購入予定時期を書面により<u>提出</u>させるものとする。</p> <p>4 契約担当者は、受注者から第2<u> </u>ただし書の申出があった場合、請負契約額の増額変更があった場合等において、受注者が共済証紙<u> </u>を追加購入したときは、当該共済証紙<u> </u>に係る収納書を工事完成時までに提出させるものとする。</p> <p>なお、受注者から第2<u> </u>ただし書の申出があった場合、請負契約額の増額変更があった場合等において、受注者が共済証紙<u> </u>を追加購入しなかったときは、その理由を書面により申出させるものとする。</p>

新（改正案）	旧（現行）
<p><u>ること、又は建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙等の購入及び貼付又は掛金充当を促進すべきこと。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>9 契約担当者は、受注者が建退共制度へ未加入の場合は、理由を確認の上、必要と認める場合は、加入及び共済証紙等の購入・貼付掛金充当についての指導を行うものとする。</p> <p>10 契約担当者は、受注者で相当の理由なくして共済証紙等を購入しないもの又は正当な理由なく証紙を貼付等しないものについては、指名において考慮できるものとする。</p> <p>11 受理した収納書は、工事台帳備考欄に証紙確認年月日を記入の上、工事発注所管課等で保管するものとする。</p> <p><u>附 則</u> <u>平成11年4月1日から施行し、同日以降に入札公告等を行う建設工事から適用する。</u></p> <p><u>附 則</u> <u>平成26年4月1日から施行し、同日以降に入札公告等を行う建設工事から適用する。</u></p> <p><u>附 則</u> <u>平成27年4月1日から施行し、同日以降に入札公告等を行う建設工事から適用する。</u></p> <p><u>附 則</u> <u>令和6年4月1日から施行し、同日以降に入札公告等を行う建設工事から適用する。</u></p>	<p>(3) 略</p> <p>9 契約担当者は、受注者が建退共制度へ未加入の場合は、理由を確認の上、必要と認める場合は、加入及び証紙の購入・貼付__についての指導を行うものとする。</p> <p>10 __受注者で相当の理由なくして証紙を購入しないもの又は正当な理由なく証紙を貼付等しないものについては、指名において考慮できるものとする。</p> <p>11 受理した発注者用掛金収納書は、建設業退職金共済制度証紙購入確認書（別紙3）に貼付し、処理するとともに、工事台帳備考欄に証紙確認年月日を記入の上、工事発注所管課等で保管するものとする。</p>